

山口県報

平成26年
10月10日
(金曜日)

目次

○告示	解除予定保安林(森林整備課).....	一
	道路の区域の変更(道路整備課).....	一
	道路の廃止の承認(建築指導課).....	二
○公告	契約の締結(情報企画課).....	二
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....	二
○選管告示	政治団体の名称等.....	三
	政治団体の異動事項.....	三
	解散等に係る政治団体の名称等.....	四
	資金管理団体の名称等.....	四
	不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....	四
○公安委告示	警備員等の検定の実施.....	四
	公安委公告.....	六
	契約の締結.....	六
○雑報	県報の正誤(平成二十六年九月三十日山口県公安委員会告示第四十二号).....	六

山口県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 副政

- 解除予定保安林の所在場所
美祢市美東町大田字師嶺一八一九の七
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

- 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字殿後一〇一四八の一四・一〇一四八の一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 下関長門線
道路の区域

区 間 長門市東深川字越峠二九二八の六地 先	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長 備 考
	最狭 一一・二五	最狭 一九・二五	最狭 一一・二五	
	最広 一九・二五			
			三・九	
			三・九	

山口県告示第三百三十三号

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）第十九条の規定により、次の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の廃止を承認した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地 美祢市秋芳町秋吉字六反ヶ坪五四四一の五、五四四一の五、五四四一の五、五四四一の五及び五四四一の五地先	幅員 (メートル) 四・〇	延長 (メートル) 一三・四	道路の敷地に係る土地の面積 (平方メートル) 五七・五〇
--	---------------------	----------------------	------------------------------------



(三四八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子県庁基幹システム再構築業務（運用・保守）一式
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 契約の相手方を決定した日
平成二十六年九月十八日
- 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立ソリューションズ 東京都品川区東品川四丁目二番七号
- 契約金額
九千七百万五千六百円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため
- 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(三四九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年十一月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請のあった年月日
平成二十六年九月十六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人エヌピーオーながと

代表者の氏名 藤田 光久
主たる事務所の所在地 長門市東深川二五三七番地の一

(三五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十六年十一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ぐうですぐう
代表者の氏名 西川 浩子
主たる事務所の所在地 宇部市あすとぴあ三丁目三番三三号

(三五二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年十一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口現代芸術研究所
代表者の氏名 白川 美幸

主たる事務所の所在地 山口市周布町三番五〇―四五号



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
氏原ひでき後援会	坂田 勝俊	屋敷 拓生	宇部市笹山町/丁田/4番/6号		平成26、9、5
政友会	村岡 嗣政	田中 裕子	山口市萩町2番48号		〃 〃 1
青龍会	長江 昂帆	高杉 豊子	〃 〃 古熊/丁田6番11号		〃 〃 22
田中総後援会	松岡 敬祐	田中 恭子	熊毛郡平生町大字曾根142の12		〃 〃 4
早野敦後援会	松永 茂夫	出口 義則	宇部市大字際波2658の16		〃 〃 17

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出(年月日)

自由民主党支部	代表者	小林 廣海	木原 輝智	平成26年9月17日
	事務所	萩市大字明木4720	萩市大字明木910	
自由民主党山口県歯科技工士政治連盟支部	代表者	藤井 康弘	磯村 辰夫	〃 〃 9
	事務所	山口市徳儀町4番33号	山陽小野田市大字通生646の2	
山口県言語聴覚士連盟	会計責任者	正司 真規	中野 達也	〃 〃 12
	事務所	山口市富田原町2番24号	岡南市大字湯野4218の1	

山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
荒川政義後援会	杉本 行輝	有吉 祥男	大島郡周防大島町大字小松7120	平成25年12月31日
大島豊政会	黒田 壇豊	小原 勇	〃 〃 大字家房1609	〃 〃 〃
新日鐵住金光波労働組合政治活動委員会	上田 孝志	松重 浩司	光市大字島田3134	平成26年8月30日
日本繁太郎後援会	勝村 豊	有地真里代	柳井市柳井1574の99	〃 3月31日

山口県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(指定届出年月日)
村岡 嗣政	山口県知事	政友会	山口市萩町2番48号	村岡 嗣政	平成26年9月1日

山口県選挙管理委員会告示第百二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和六十二年山口県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「社団法人巨樹の会下関リハビリテーション病院」を「一般社団法人巨樹の会下関リハビリテーション病院」に改める。



山口県公安委員会告示第四十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年十月十日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
 - 種 別 級 受検定員
 - 交通誘導警備業務 一級 三十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 日 時 平成二十七年一月十五日（木曜日）の午前十時から正午まで
 - 場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十七年二月七日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年十二月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十七年一月十五日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十七年一月三十一日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年十二月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
- (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三一・九三三〇一一〇）にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十月十日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
電子申請用ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十六年八月五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額
七千六十三万二千元
- 七 入札公告日
平成二十六年六月二十四日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



正 誤

平成二十六年九月三十日山口県公安委員会告示第四十二号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正）

ページ	段	行	誤	正

八

上

四左
から

千代田・
丁目

千代町。
丁目

平成二十六年十月十日印刷
平成二十六年十月十日發行

發行人所

山口県知事